○国土交通省告示第千百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西上小路川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十七年国土交通省告示第九百七十一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

山口県岩国市多田

字江下　七四三番一地先道路敷　一号

七四三番一　二号

七四一番　三号

七一九番　四号

八八番一　七号

八八番三　八号及び九号

八八番四　十号

八九番一　十一号及び十二号

九〇番三　十三号

九〇番三地先道路敷　十四号

字八幡山　七四四番一　五号及び六号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

米川西川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県岩国市周東町下須通

字屋地宇治　二〇二番　一号

二〇一番　二号

二〇〇番　三号及び四号

一九七番　五号

一九九番二　六号

一九六番三　七号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上坂本東大川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県防府市大字牟礼

字大谷　三三六番三一　一号

三三六番二四　三号から五号まで

三三六番二三　六号及び七号

三三六番一四　八号

三三七番二五　九号及び十号

三三六番一八　十三号

三三六番二七　二十号、二十一号及び二十四号から三十号まで

字上久保　一八六九番二　二号

一八六九番三　十八号及び十九号

字長命　三三四番　十一号

三三三番一　十二号、十四号及び十五号

三二三番一　二十二号及び二十三号

字大本　一三八三番七　十六号

一三八六番一　十七号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

峪東谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県防府市大字上右田

字峪　三一番四　一号及び二号

三一番三　三号

二六番一　四号

二六番三　五号

二四番　六号

一番三　七号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

右田ヶ岳中谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十二年建設省告示第二千二百四十五号で指定した同号二に掲げる土地の区域及び平成十六年国土交通省告示第五十号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

山口県防府市大字下右田

字片山　二四番一　一号及び十一号

二号及び九号

字塚原　三一番　二号及び四号

二五番二　三号及び四号

二八番一　十号

山口県防府市大字上右田

字城山　二四六番二　五号及び八号

二四六番二三　六号

二四六番三　七号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大久保溪流

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山口県佐波郡徳地町大字島地字大蔵四三三番二地内四等三角点中村を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三〇三度三五分一五秒　一号

七八三・九五六メートルの地点

標柱一号から三四三度三三分三八秒　二号

五八・〇七一メートルの地点

標柱二号から九度三三分五三秒　三号

七七・五三三メートルの地点

標柱三号から四六度二五分二三秒　四号

七一・六五三メートルの地点

標柱四号から一一度〇二分〇一秒　五号

九九・五六九メートルの地点

標柱五号から二二五度三〇分四〇秒　六号

一七六・一四一メートルの地点

標柱六号から二〇四度一四分三二秒　七号

一五・一三九メートルの地点

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

本郷町西川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山口県美祢市東厚保町川東字原殿八九番三地内四等三角点原殿を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二一九度二五分一五秒　一号

一四三〇・三三三メートルの地点

標柱一号から三五九度二四分〇一秒　二号

七・九〇六メートルの地点　三号

標柱二号から三四一度五九分二四秒　三号

一四・三一五メートルの地点

標柱三号から二五七度五四分四〇秒　四号

一八・六五七メートルの地点

標柱四号から二三四度四〇分四四秒　五号

三二・四三七メートルの地点

標柱五号から三二四度四〇分四四秒　六号

一八・七二二メートルの地点

標柱六号から三五〇度三〇分五三秒　七号

七五・八二二メートルの地点

標柱七号から五七度二二分五五秒　八号

一七・四〇五メートルの地点

標柱八号から一二三度〇一分四七秒　九号

六三・八〇〇メートルの地点

標柱九号から一五一度一九分二七秒　十号

四四・五四七メートルの地点

標柱十号から一九八度二九分〇二秒　十一号

三〇・八五三メートルの地点

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下中小野溪流

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県長門市三隅上

字崩シ　二番二　一号から四号まで

三番三　五号

字兼頭　四番　六号

山口県長門市三隅中

字兼頭　一七九六番　七号

九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下中小野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県長門市三隅中

字崩シ　四九一番六地先道路敷　一号及び十号

四九一番六　二号、四号及び九号

字笹尾　一八三四番　三号

山口県長門市三隅上

字崩シ　三番　五号

二番　六号から八号まで